

「立花宗茂と閻千代」NHK大河ドラマ招致柳川委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、「立花宗茂と閻千代」NHK大河ドラマ招致柳川委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、立花宗茂と閻千代を主役とする「NHK大河ドラマ」の招致実現を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 立花宗茂と閻千代を主役とする「NHK大河ドラマ」を招致する事業
- (2) 招致活動を通して地域住民が立花宗茂と閻千代を学び、地域の歴史に誇りを持つことにより、「ひとづくり」や「まちづくり」に結びつける事業
- (3) 立花宗茂と閻千代の縁の地との相互交流を図る事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、第2条に掲げる目的に賛同した団体の代表者を委員として構成する。

- 2 本会の入脱会については、幹事会で決定し、直近の総会において承認するものとする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 2名
- 2 前項に定めるもののほか、本会に、顧問を置くことができる。
 - 3 役員は、総会において選任する。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 3 監事は、本会の会計監査をする。
- 4 顧問は、会長その他の役員求めに応じ、必要な助言を行う。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第8条 総会は、第4条に定める組織をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 総会は、構成組織の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会は、年1回以上開催する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、別表に掲げる団体の担当者をもって構成し、会長の指示により、第3条に掲げる事業推進に必要な事項を処理する。

- 2 幹事会に関し必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、柳川観光活性化協議会に置く。

(経費)

第11条 本会の経費は、負担金、協賛金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成29年8月1日から施行する。

別表（第9条関係）

団 体 名
柳川観光活性化協議会
柳川商工会議所
柳川市観光協会
公益財団法人 立花財団 立花家史料館
九州歴史資料館分館 柳川古文書館
柳川フィルムコミッション
柳川市